

施策体系シート(行政経営Bシート)

作成者	組織	廃棄物対策課	職	課長	氏名	蔵本 和夫
評価者	組織	廃棄物対策課	職	課長	氏名	蔵本 和夫

	施策の目標	成果指標	単位	目標値 (年度)	現状値		評価
					(年度)	(年度)	
施策1	循環型社会の形成	一般廃棄物及び産業廃棄物最終処分量	千トン	198 H22(※1)	326 (H22)	209 (H23)	B

施策の目標達成に向けて重点的に取り組むべき課題							課題に対する主な取り組み				評価		
施策	課題	成果指標	単位	目標値 (年度)	現状値		事務事業	対象	予算 (千円)	決算 (千円)	事業の有効性	今後の方向性	
					(年度)	(年度)							
施策1	課題1	廃棄物等の排出抑制、分別排出の推進	産業廃棄物最終処分量	千トン	134 H22(※1)	263 (H22)	146 (H23)	廃棄物減量化アドバイザー派遣事業費	事業者	2,315	2,234	B	継続
	課題2	循環資源の再使用、再生利用・熱回収	一般廃棄物リサイクル率	%	23.4 H22(※1)	15.3 (H22)	15.4 (H23)	石川県エコ・リサイクル製品認定事業費	事業者・県民	579	463	B	継続
	課題3	適正な処分及び不適正処理の防止	不適正処理指導件数	件	150 H22(※2)	113 (H23)	96 (H24)	1 廃棄物適正処理対策事業費	産廃事業者等	14,405	14,190	A	継続
							2 不法投棄等不適正処理防止対策事業費	産廃事業者等、排出事業者	446	255	A	継続	
							3 産業廃棄物処理施設整備資金費	産廃処理業者	416	0	C	継続	

(※1) H23以降も目標達成に向け努力

(※2) H23以降もさらなる削減に向け努力

# 事務事業シート(行政経営Cシート)

事務事業名 廃棄物減量化アドバイザー派遣事業	事業開始年度	H10	事業終了予定年度		作 組 織	廃棄物対策課	
	根拠法令 ・計画等	石川県環境総合計画			成 職・氏名	課長補佐 山田 肇	
					者 電話番号	076 - 225 - 1474 内線 4252	

**事業の背景・目的**

- 県では、産業廃棄物の減量化や資源化を進め、平成22年度までに最終処分量(埋立処分)を平成9年度の半分にする目標を設定している。(環境総合計画)
- 全事業者数の1%に満たない「多量排出事業者(年間発生量千トン以上)」が及ぼす影響は大きく、総排出量の75%、最終処分量の89%を占めている。
- 現行制度では、「多量排出事業者」自らが減量化計画を策定し、県へ提出することとなっている。
- この制度をより実効性あるものとするため、従来の講習会等の規制手法に加え、平成22年度から産業廃棄物減量化フォローアップ事業を展開することで、多量排出事業者に対する個別具体的な指導の充実を図るとともに、より効果的な産業廃棄物の減量化と最終処分量の削減対策を推進する。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」について、これまで毎年のように法改正が行われ、不適正処理対策を内容とする規制の強化が行われてきたが、巧妙かつ悪質な不適正処理は依然として後を絶たず、また、廃棄物処理に対する不信感から廃棄物処理施設の立地が進まないといった悪循環が以前として根強く残っていること等から、平成9年以来の大規模な法改正が平成22年5月19日に公布された。今回の大規模な法改正に対応するため、排出事業者、処理業者等への周知等を行い、適正処理を推進する。

**事業の概要**

- 3Rアドバイザー派遣事業
  - アンケート調査
    - 廃棄物減量化、適正処理の取組み調査
    - 対象: 多量排出事業者(約210社)
  - 3Rアドバイザー派遣(5社)
    - 現場診断による適正処理推進
    - 廃棄物減量化・適正処理の先進的な取組事例に係る情報収集
  - 意見交換会の開催(1回)
    - 事業者による先進的な取組事例を業界へ波及
- 適正処理推進事業
  - 適正処理推進講習会の開催
    - 実務担当者講習会(2回)、処理業者向け講習会(1回)
  - 電子マニフェスト操作体験セミナーの開催(2会場: 小松、金沢)
    - 加入企業の拡大
  - 優良事業者の育成講習会の開催
    - エコアクション21の認証取得の支援(石川県内の処理業者)(法改正に伴い対象が拡大)
- 法改正内容の周知徹底 (H24以降は、半減して継続)
  - 法改正パンフレットの作成
  - 法改正に伴うふるさと環境条例施行規則改正パンフレットの作成
  - 法改正説明会の開催(県産業廃棄物協会委託)
    - (南加賀、石川中央、能登中部、能登北部)
- 産業廃棄物処理施設の定期検査の実施 (H24以降も継続)

施策・課題の状況							
施策	循環型社会の形成				評価	B	
課題	廃棄物等の排出抑制、分別排出の推進						
	指標	産業廃棄物最終処分量				単位	千トン
	目標値	現状値					
	平成22年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
	134	235	208	263	146		
目標値: 平成24年度以降もさらなる減少に向け努力							
事業費							
	(単位: 千円)	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
事業費	予算	2,000	1,662	1,697	1,523	2,315	
	決算	1,786	1,623	1,681	2,487	2,234	
一般	予算	1,100	1,129	714	540	402	
財源	決算	886	1,090	698	464	321	
事業費累計		4,232	5,855	7,536	10,023	12,257	
評価							
	項目	評価	左記の評価の理由				
	事業の有効性  (費用対効果の観点も含め、この事業が課題解決に役立ったか)	B	3Rアドバイザーの派遣や事業者向け講習会・セミナーにより、産業廃棄物の減量化及び最終処分量の削減に効果が表れている。 最終処分量は134kt(平成9年度の1/2)以下を目標としているが、H9には5ktにすぎなかった電力会社の石炭灰が、太田2号機の稼働・発電量の増加による灰分の増加で、H22は198kt、H23は81ktとなっている。電力事業分を除く廃棄物の最終処分量については、平成9年度の1/4になっている。				
	今後の方向性  (県民ニーズ、緊急性、県関与のあり方等を踏まえ、今後どのように取り組むのか)	継続	今後も産業廃棄物の減量のために、多量排出事業者へのアドバイザー派遣を含め、指導を続けていく。 また、適正処理推進のために、電子マニフェストの普及や適正処理講習会についても継続して行う。 排出事業者が優良事業者を選択できるよう周知を進め、同時に優良事業者を育成していく。				

# 事務事業シート(行政経営Cシート)

事務事業名	石川県エコ・リサイクル製品認定事業費	事業開始年度	H10	事業終了予定年度		作 組 織	廃棄物対策課
		根拠法令 ・計画等	石川県環境総合計画			成 職・氏名	専門員 諸治 信行

**事業の背景・目的**  
 県内で発生する再生資源(廃棄物等)を利用し、県内で製造加工され、販売されているエコ・リサイクル製品を「石川県エコ・リサイクル製品」として認定し、県内のエコ・リサイクル産業の育成とエコ・リサイクル製品の利用促進を図る。

- 事業の概要**
- 1 石川県エコ・リサイクル製品認定制度
    - ・・・「石川県エコ・リサイクル製品利用推進要綱」に基づく製品の認定
    - ・石川県エコ・リサイクル製品認定審査委員会の設置、開催(委員9人、年1回開催)
    - ・認定製品啓発パンフレットの作成、配布(1,000部)(配布先 県機関、市町、その他)
    - ・リサイクル製品利用促進啓発
  - 2 フェア等に出展し「石川県エコ・リサイクル製品認定制度」のPRを行い、エコ・リサイクル製品の利用促進と廃棄物の再資源化に関する啓発を行う。
    - ・石川県中小企業技術交流展出展 平成24年5月
    - ・認定企業による認定製品プレゼンテーションの開催 平成24年6月
    - ・その他の展示会 随時(いしかわ環境フェアなど)
    - ・県民エコステーション、石川北部RDFセンターの常設展示
    - ・各市町環境フェアでの展示
    - ・富山県、福井県の環境フェアに出展
  - 3 認定製品数  
46企業101製品(平成25年4月1日現在)

**これまでの見直し状況**

- ・平成17年5月に認定企業により連絡協議会を設置、PR等に参加。
- ・平成21年12月に環境負荷の低減等に関する項目を認定要件に加え、環境に優しい等の付加価値を追加した。これに伴い、制度の名称も「石川県エコ・リサイクル認定制度」と変更した。

施策・課題の状況						
施策	循環型社会の形成				評価	B
課題	循環資源の再使用、再生利用・熱回収					
	指標	一般廃棄物リサイクル率			単位	%
	目標値	現状値				
	平成22年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	23.4	14.9	15.4	15.3	15.4	

目標値:平成24年度以降もさらなるリサイクル率の向上に向け努力

事業費						
	(単位:千円)	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
事業費	予算	947	851	676	640	579
	決算	527	766	614	640	463
一般財源	予算	947	851	676	555	579
	決算	527	766	614	555	463
事業費累計		15,225	15,991	16,605	17,245	17,708

評価		
項目	評価	左記の評価の理由
事業の有効性  (費用対効果の観点も含め、この事業が課題解決に役立ったか)	B	平成24年度は新たに3製品(2企業)をエコ・リサイクル製品に認定し、既存の認定製品とともに、環境フェア等での展示等を通じてエコ・リサイクル製品の利用促進及びエコ・リサイクル産業の育成に寄与した。
今後の方向性  (県民ニーズ、緊急性、県関与のあり方等を踏まえ、今後どのように取り組むのか)	継続	環境負荷の低減等を認定要件としていることで、単なるリサイクルに留まらず、認定企業側の意識の向上、エコ・リサイクル産業の育成、及び、製品の利用促進が具体的に図られており、今後も継続して事業を実施していく。

# 事務事業シート(行政経営Cシート)

事務事業名 廃棄物適正処理対策事業費	事業開始年度: H14	事業終了予定年度:	作 組 織: 廃棄物対策課
	根拠法令・計画等: 石川県環境総合計画		成 職・氏名: 課長補佐 山田 肇 者 電話番号: 076 - 225 - 1474 内線 4252

**事業の背景・目的**  
 県内4保健福祉センターに産業廃棄物に係る指導監視担当職員(産業廃棄物監視機動班)を配置し、産業廃棄物の適正処理並びに県民の生活環境保全に資する。

**事業の概要**

1. 機動班の配置

設置場所	構成	人数	設置年度
南加賀保健福祉センター	職員	1名	平成14年度
	嘱託(警察OB)	1名	
石川中央保健福祉センター	職員	1名	平成15年度
	嘱託(警察OB)	1名	
能登中部保健福祉センター	職員	1名	平成14年度
	嘱託(警察OB)	1名	
能登北部保健福祉センター	職員	1名	平成16年度
	嘱託(警察OB)	1名	

2. 機動班の業務

- ① 監視指導 産廃処理業者、排出事業者、野外焼却、不法投棄等の監視・指導
- ② 苦情対応 県民等からの野外焼却等の苦情に対する対応
- ③ その他 地元警察との会合、市町併任職員との連絡会、機動班会議の実施等

施策・課題の状況						
施策	循環型社会の形成				評価	B
課題	適正な処分及び不適正処理の防止					
	指標	不適正処理指導件数			単位	件
	目標値	現状値				
	平成22年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	150	168	179	117	113	96

目標値:平成24年度以降もさらなる減少に向け努力

事業費						
(単位:千円)	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
事業費 予算	14,077	14,509	14,503	14,425	14,405	
事業費 決算	14,012	14,350	14,472	13,838	14,190	
一般 予算	14,077	14,509	14,503	14,425	14,405	
財源 決算	14,012	14,350	14,472	13,838	14,190	
事業費累計	92,104	106,454	120,926	134,764	148,954	

評価	
項目	評価 左記の評価の理由
事業の有効性 (費用対効果の観点も含め、この事業が課題解決に役立ったか)	<div style="font-size: 2em; font-weight: bold; text-align: center;">A</div> 機動班の配置により、不法投棄や不適正処理に対する初動が速やかに行え、警察との連携もスムーズに行えている。 また、産業廃棄物処理業者等への立入(H22 2,014件、H23 2,411件、H24 2,176件)を実施することで、不適正処理の防止効果が大きい。
今後の方向性 (県民ニーズ、緊急性、県関与のあり方等を踏まえ、今後どのように取り組むのか)	<div style="font-size: 2em; font-weight: bold; text-align: center;">継続</div> 不法投棄・不適正保管等に対しては、県民の目も厳しく、今後とも継続していく必要がある。 また、野焼き等では速やかな現地確認が必要な場合も多く、各保健福祉センターに機動班を配置することは重要と考える。

# 事務事業シート(行政経営Cシート)

事務事業名 不法投棄等不適正処理防止対策事業費	事業開始年度: H10	事業終了予定年度:	作 組 織: 廃棄物対策課
	根拠法令・計画等: 石川県環境総合計画		成 職・氏名: 課長補佐 山田 肇 者 電話番号: 076 - 225 - 1474 内線 4252

**事業の背景・目的**

不法投棄等の産業廃棄物の不適正処理を防止するため、①事業者に対する立入り指導、②「産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」及び「産業廃棄物不法処理防止地区連絡協議会」による合同パトロール、③排出事業者等を対象とした講習会 の実施等により、産業廃棄物の適正処理を推進する。

- 事業の概要**
- 1 不法投棄防止ネットワーク
    - (1) 産業廃棄物不法処理防止連絡協議会の開催(年1回)
    - (2) 産業廃棄物不法処理防止連絡地区協議会の開催
    - (3) 市町職員の県職員への併任
    - (4) 不法投棄110番の設置  
専用電話回線による県民からの情報収集及び保健福祉センター・市町との共同対応
  - 2 不法投棄未然防止対策(教育・啓蒙)
    - (1) 不法投棄防止研修会の開催 廃棄物の適正処理について研修(年1回)
    - (2) 県境産業廃棄物運搬車両路上検査(富山県境、福井県境で両県と共同実施)
  - 3 不法投棄等不適正処理対策
    - (1) 不法投棄等苦情処理
      - ① 苦情に対しての市町・保健福祉センター共同での立入検査、指導
      - ② 苦情施設からの汚染物質排出状況調査(排水・廃棄物の分析)
    - (2) 合同パトロールの実施
      - ① ヘリコプターによるスカイパトロール(年4回)
      - ② ランドパトロール(年51回)
      - ③ 県警、海上保安庁、消防防災ヘリのパイロット・搭乗員からの情報収集
      - ④ 石川県・福井県合同監視パトロール(年2回)越境監視パトロール(年4回)
      - ⑤ 石川県・富山県合同監視パトロール(年2回)越境監視パトロール(年4回)

**これまでの見直し状況**

- ・H19年度、併任職員立入検査業務交付金の廃止(制度は継続するが、交付金は少額補助のため廃止)
- ・H21年度、不法投棄連絡員補助金の廃止(少額補助のため廃止)

施策・課題の状況						
施策	循環型社会の形成				評価	B
課題	適正な処分及び不適正処理の防止					
	指標	不適正処理指導件数			単位	件
	目標値	現状値				
	平成22年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	150	165	179	117	113	96

目標値:平成24年度以降もさらなる減少に向け努力

事業費						
	(単位:千円)	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
事業費	予算	2,835	2,788	452	504	446
	決算	2,752	2,463	410	405	255
一般財源	予算	2,835	2,788	452	504	446
	決算	2,752	2,463	410	405	255
事業費累計		29,794	32,257	32,667	33,072	33,327

評価	
項目	評価 左記の評価の理由
事業の有効性 (費用対効果の観点も含め、この事業が課題解決に役立ったか)	A 関係機関との連携や情報交換、また隣県と共同での県境パトロールや路上検査の実施により、不法投棄や不適正処理の早期発見等が可能となっており、また、市町職員を県併任職員にして法的権限を与え、各市町において早期対応していることにより、産業廃棄物の不適正処理が減少している。
今後の方向性 (県民ニーズ、緊急性、県関与のあり方等を踏まえ、今後どのように取り組むのか)	継続 県民の不法投棄や不適正処理に対する視線は厳しく、今後とも関係機関、隣県、市町と協力して不適正処理に対応する必要があり、協議会等の開催や協同でのパトロールを継続していく。

# 事務事業シート(行政経営Cシート)

事務事業名 産業廃棄物処理施設整備資金費	事業開始年度: H13	事業終了予定年度:	作 組 織: 廃棄物対策課
	根拠法令 ・計画等	石川県環境総合計画	成 職・氏名: 主幹 中村能則 者 電話番号: 076 - 225 - 1472 内線 4248

**事業の背景・目的**  
 産業廃棄物処理施設を整備するための投資経費が、廃棄物処理法の規制強化に伴い高額になり、施設を設置する意欲はあっても資金の調達がままならず、断念せざるを得ない事業者に対し、県として、融資制度を拡充し、廃棄物を適正に処理する施設の整備を積極的に誘導することにより、生活環境の保全を図っていく。

**事業の概要**

**石川県産業廃棄物処理施設整備資金融資制度**

- ① 対象事業  
 廃棄物処理法施行令第7条の2に規定する産業廃棄物処理施設整備事業  
 (最終処分場、焼却施設に限る)
- ② 融資限度額の上限及び融資割合  
 融資割合 90%以内 融資限度額:最終処分場 5億 焼却施設 1億
- ③ 金利  
 融資利率 1.60%(市中金利の変動にあわせ随時見直す。長期プライムレート  
 - 0.2%)
- ④ 融資期間  
 10年以内(内据置期間2年以内)
- ⑤ 融資対象事業者  
 ・中小企業者(中小企業基本法第2条)  
 ・事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合(中小企業団体の組織に  
 関する法律第3条)
- ⑥ 利子補給率等  
 ・長期プライムレート 1.8%  
 ・公定歩合 0.3%  
 ・利子補給率 0.7%(公定歩合+事務費(0.4%))  
 ・協調利率 2.1%(長期プライムレート+0.3%)  
 ・預託利率 0%(県は預託金を支出しないため)  
 ・協調倍率(仮にXとする)  

$$\text{融資利率} \times \text{協調倍率} - (\text{協調倍率} - 1) \times \text{協調利率} = \text{預託利率}$$

$$1.6 * X - (X - 1) * 2.10 = 0$$

$$X = 4.20 \text{倍(小数点第3位を四捨五入)}$$

施策・課題の状況						
施策	循環型社会の形成			評価	B	
課題	適正な処分及び不適正処理の防止					
	指標	不適正処理指導件数			単位	件
	目標値	現状値				
	平成22年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	150	165	179	117	113	96

目標値:平成24年度以降もさらなる減少に向け努力

事業費						
(単位:千円)	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
事業費	予算	208	93	51	431	416
	決算	208	93	51	15	0
一般財源	予算	208	93	51	431	416
	決算	208	93	51	15	0
事業費累計	2,205	2,298	2,349	2,364	2,364	

評価	
項目	評価
	左記の評価の理由
事業の有効性 (費用対効果の観点も含め、この事業が課題解決に役立ったか)	C 産業廃棄物処理施設の整備は、計画段階から設置に至るまで長期間を要することや、地域住民の理解が得られにくいことから、整備そのものが少なく、これまでの融資実績は1件に止まっている。 しかしながら、融資を活用して整備された当該産業廃棄物処理施設は、今もなお、本県の主たる産業廃棄物最終処分場(管理型)であり、地域における貢献は大きい。
今後の方向性 (県民ニーズ、緊急性、県関与のあり方等を踏まえ、今後どのように取り組むのか)	継続 産業廃棄物の適正処理を推進のためには、産業廃棄物処理施設の確保は不可欠である。現在ある施設には限界があることから、制度の維持は欠かせない。